

令和6年9月18日

保護者の皆様

広島市教育委員会
広島市立中山小学校
校長 岡崎 貴弘

児童生徒の自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用について（お願い）

日頃から本市教育の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

道路交通法の改正により、令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）の着用が努力義務となっていますが、令和5年7月の警察庁の調査によると、広島県の着用率は6.6%で、全国平均の13.5%を大きく下回る状況となっています。

また、警察庁のホームページでは、自転車乗用中の交通事故で亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っていること（図1参照）、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた人に比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍高くなっていることが掲載されています（図2参照）。

学校では、引き続き、年度初めや長期休業前などの登下校指導や事故防止に関する指導の際など、様々な機会を捉え、自転車の正しい乗り方及び交通ルールの遵守等の交通安全指導を行うとともに、自転車利用時におけるヘルメットの着用についても働きかけてまいりますので、御家庭におかれましても、自転車利用時におけるヘルメット着用の必要性について、お子様とお話しいただくなど、自転車の安全な利用について御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

【参考：警察庁ホームページ】

- 頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html>

